農 用 地 区 域 か ら の 除 外 要 件

（農業振興地域の整備に関する法律第１３条第２項各号の整理）

|  |  |
| --- | --- |
| ①必要性、代替え性等の判断 |  |
| ②地域計画の達成に支障がないこと |  |
| ③農業上の効率的な利用に支障がないこと |  |
| ④農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れがないこと |  |
| ⑤土地改良施設等の有する機能に支障を及ぼす恐れのないこと |  |
| ⑥農業生産基盤整備事業完了後８年を経過していること |  |